

具体的対応方針の決定について

1. 経緯

「地域医療構想の進め方について（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局医療計画課長通知）」では、都道府県は、毎年度、2025 年における具体的対応方針（構想区域において担うべき役割及び医療機能ごとの病床数）をとりまとめることとされている。

本県では、平成 30 年度以降、各医療機関の具体的対応方針について、毎年度、地域医療構想推進委員会の御承認をいただいております。本議題では、令和 2 年度の具体的対応方針の内容について、御意見を伺うもの。

2. 令和 2 年度の名古屋・尾張中部構想区域における具体的対応方針について

昨年度までに御承認いただいた、公立・公的医療機関の具体的対応方針を、事務局において、以下の考え方により今年度の状況に更新し、作成（資料 3 - 2）。なお、民間医療機関の具体的対応方針については、今後、国における議論も踏まえて順次策定予定。

（1）構想区域において担うべき役割

直近（令和 2 年 10 月 7 日更新）の愛知県地域保健医療計画別表より作成

（2）医療機能ごとの病床数

令和元年度病床機能報告における各医療機関の 2025 年の病床数の予定から作成

※ 具体的対応方針は、毎年度とりまとめることとされており、民間医療機関の担う役割を踏まえて、最終的に決定する。

※ 構想区域において担うべき役割の判断基準は、平成 30 年 7 月の医療審議会医療体制部会において、原則、愛知県地域保健医療計画の別表に記載される基準（資料 3 - 3）に準ずることとされた。